

特命随意契約理由書

1056

件 名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（3月分）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> （売却）
工 事 場 所 （工事案件のみ）	
概 要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選 定 理 由	（1）資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 （2）清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田区リサイクル事業協同組合 住 所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和 7 年 3 月 1 日
※契約金額	2,703,350 円（消費税を含む）※収入予定額（単価契約）
契約期間	令和7年3月1日～令和7年3月31日
担 当 課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

1076

特命随意契約理由書

件 名	街路樹剪定作業（第 332 号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	東海道新幹線の運行に支障となる街路樹の剪定を実施するため委託する。
選 定 理 由	本件は、千代田区管理街路樹の枝が、東海道新幹線の標識に近接し、新幹線の運行に支障となるため、早急に剪定を実施する必要がある。 下記業者は、本箇所を含む区域の「樹木等維持管理業務（麹町地区）（第 303 号）」の受託者であるため、早急な対応が可能である。また、JR の近接地における作業の実績もある。 以上の理由から、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社富士植木 住 所 千代田区九段南四丁目 1 番 9 号
※ 契約年月日	令和 7 年 3 月 5 日
※ 契約金額	1,036,530 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日 から 令和 7 年 3 月 31 日
担 当 課	環境まちづくり部道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	戸籍のインデックス変更に係る戸籍情報システム改修業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	法務省民事局民事第一課が発出する戸籍情報システム標準仕様書の改定に従い、戸籍の身分事項欄中のインデックスの一部記載を変更（【●●の国籍】を【●●の国籍・地域】に変更）するため、戸籍情報システムの改修を行う。
選 定 理 由	区の戸籍システムは、平成10年8月7日付千地戸発第176号による東京都千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会の決定により下記業者のシステムを使用している。 本契約は、戸籍の身分事項欄中のインデックスの一部記載を変更することが目的であり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがあるため、システムを開発した下記業者以外に本件業務を行うことができない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日立システムズ 住 所 東京都品川区大崎一丁目2番1号
※ 契約年月日	令和 7 年 3 月 5 日
※ 契約金額	1,540,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

1080

件 名	道路維持工事【壁面落書き緊急除去】(第 30 号)
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区神田相生町 1 番地先
概 要	令和 7 年 1 月に明神坂ガード下 (特別区道千第 698 号) 壁面の落書きについて区民より景観面と防犯面から消してほしいと申告があった。現場を確認したところ、南北の壁面両方にスプレーによる多数の落書きが確認できた。また、コンクリートである壁面については小さな巣穴が全面にあり、スプレーが巣穴の奥にまで浸透しており、簡易な洗浄で落とすことができない状況である。さらに、壁面には地域の協力を得て描かれた特殊な練塀模様があり落書きの除去にあたり練塀模様の復旧の検討も必要である。そうした中で、令和 7 年 2 月に同箇所において日を追うごとに落書きが増えているので早急に対応してほしいと申告があった。 今後の被害拡大予防のために落書きの除去のみを早急に行う。
選定理由	下記業者は、千代田区で多数の塗装業務を受注し、将来的な練塀模様の復旧についても見越したうえで、落書きの除去を行うことが可能である。 本件は今後さらなる被害拡大が見込まれるため、速やかに対応する必要があるが、今年度中に対応できる業者は下記事業者のみであったため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 中部塗装株式会社 住 所 東京都千代田区岩本町一丁目 8 番 15 号
※契約年月日	令和 7 年 3 月 6 日
※契約金額	4,107,400 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 28 日まで
担当課	環境まちづくり部道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	介護報酬改定等に伴うシステム改修事業
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	介護保険制度改正等に伴い、システムの改修を行う。
選 定 理 由	介護保険システムは、総合住民サービスシステム内のサブシステムとして稼働しているものである。 本件は、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修を行うものであり、既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由により、当該システムの構築・稼働業者である下記業者を契約の相手方とする。
契約の相手方	法人名：株式会社 電算 所在地：長野県長野市鶴賀七瀬中町276-6
※ 契約年月日	令和 7 年 3 月 6 日
※ 契約金額	503,800 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
担 当 課	保健福祉部 高齢介護課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

1071

件 名	特別展「実録 桜田門外の変」図録の印刷・製本（増刷）業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他（委託）
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和6年度特別展「実録 桜田門外の変」図録の印刷・製本（増刷）を行う。
選 定 理 由	今回増刷を行う展示図録は、令和6年度特別展「実録 桜田門外の変」に合わせて製作したものであるが、会期中（2月8日～3月24日）に品切れとなる見込みとなったため、増刷を行う。今回の増刷では、一部誤植の修正を行う予定だが、修正元となる初版データは、初版を作成した下記事業者が組版データを有しており、そのデータを修正することで印刷できる。また初版を作成した下記事業者が、図録に掲載するために作成した図表等の著作権を有しているため、他社が修正を行うことはできない。 以上の理由により、下記事業者が受託可能な唯一の業者であるため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：株式会社CIA 所在地：福島県伊達市梁川町やながわ工業団地 90-1
※ 契約年月日	令和 7 年 3 月 5 日
※ 契約金額	851,620 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
担 当 課	地域振興部文化振興課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

特命随意契約理由書

1090

件名	九段中等教育学校 九段校舎空調機修繕
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	九段校舎2階の家庭科調理室・PC教室系統と柔剣道場系統、5階音楽室・化学実験室系統の各空調機にエラー表示が出て使用できないため、設置業者に依頼し点検をしたところ、家庭科調理室・PC教室系統の空調機は、室内機から冷媒ガスが多量に漏れていることが判明した。また、他2か所の系統においても、高圧スイッチの故障により、修理対応が必要となった。
選定理由	現在冬季であり、空調機による暖房が必要であるため、空調機が正常に作動しないと、生徒の健康管理及び教育活動にも支障が生じる。 故障した各教室は、家庭科・音楽室等の専科による授業用教室のため、代替する教室もないことから、速やかに作業を完了することが必要である。 本校の建物管理業務（空調管理）をしている業者からは、設置業者にて修繕をすることが必要との回答を得ている。 以下の業者は、本校の空調機設置業者であり、緊急かつ適切な対応が可能である。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 オーク設備工業株式会社 東京支社 住所 東京都中央区新川1-16-3
※ 契約年月日	令和 7 年 3 月 7 日
※ 契約金額	3,168,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年3月19日まで
担当課	九段中等教育学校経営企画室
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。